

意見書案第 2 号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を
求める意見書について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し、定数改善計画の早期策
定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充に関し、別紙のとおり意見書
を提出する。

平成 26 年 9 月 24 日提出

蒲郡市議会議員

竹 内 滋 泰
来 本 健 作
日 恵 野 佳 代
大 竹 利 信
牧 野 泰 広
尾 崎 広 道

提案理由

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充に関
し、関係行政庁に要請するため提案する。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び 拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援を必要とする子どもや日本語教育の必要な子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。昨年度は、文部科学省概算要求において、7年間で24,000人の定数改善をめざす工程が示されたものの、いじめ問題への対応や特別支援教育の充実など個別の教育課題に対応するための定数改善のみにとどまった。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、国においては、平成27年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

蒲 郡 市 議 会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣

} あて